



市小規模企業者

小口資金のご利用を

市では、昭和50年より市内小規模企業者に対し、小口資金の融資を行ない、現在までに多数の方々に利用していただいております。今回この制度の中に、50万円を限度とする緊急資金を設けました。貸付条件等は、現行の制度を含めつぎのとおりです。

この融資に関する問い合わせは、市役所産業課商工労働係

(3)-1111 内線267) におたずねください。
(貸付条件)

職業自立を望まれる 身障者の皆さんへ

募集期間 昭和54年12月1日～昭和55年1月31日

職業訓練生募集
訓練科目 被服系・製図機械系・皮革加工系・事務系・塗装・木工・義肢装具

なお、くわしいことは大月公共職業安定所都留出張所までお問い合わせください。

なお、この融資に関する問い合わせは、市役所産業課商工労働係(3)-1111 内線267) におたずねください。
(貸付条件)

交通事故による重度後遺障害者介護料支給の「」案内

自動車事故対策センターでは、昭和54年8月から、自動車事故による後遺障害のうち、特に重度の精神神経障害のため常時介護を必要とする者のご家族の負担を軽減するため、介護料を支給することになりましたので、その概要をご案内します。

一、介護料支給要件
(1)自動車事故により脳損傷を生じ、つきの6項目のすべてに該当する状態にあり、その状態が3ヶ月以上継続している者(受給資格者)に対し介護料を支給します。

（2）労働者災害補償保険法に基づく特別看護の保険給付を受けているとき。

（3）受給資格者又は受給資格者を現に扶養している親族の前年の所

一貸付金額 小規模企業者に対する貸付金額は50万円以内とし2百50万円以内とし、うち緊急資金については50万円以内とする。

二貸付期間 2年以内とする。ただし緊急資金は1年以内とする。

三貸付利率 金融機関の定めるところによる。

四償還方法 普通資金については4ヶ月据置き、20ヶ月以内、緊急資金については2ヶ月据置き10ヶ月以内とし、元金均等分割払いとする。ただし償還期限前ににおいて繰上げ償還すること。

ができる。

(資格要件)

一申し込みの日以前1年以上市内に居住し、かつ店舗工場または事業場を有すること。

二市民税について、個人にあっては所得割、法人にあっては法人税割が課税され、申し込みの日以前1年間において納期が到来した税額について完納していること。

わが職場、これより低い 賃金はありません

山梨県の最低賃金はつぎのとおり改正されました。使用者は、最低

賃金の適用を受ける労働者に対しては、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

(最低賃金法第5条)
この最低賃金において、賃金に算入しないもの

(3)家族手当
(2)通勤手当
(1)精勤手当



最低賃金の一時間の金額は「賃金の大部 分が時間によって定められている者」について適用になります。

(1)介護料受給資格認定申請書
(2)戸籍謄本及び住民票
(3)重度意識障害者診断書
(4)自動車事故証明書
(5)扶養状態のわかるもの
(6)医師が診断し、証明したもの
(7)自動車安全運転センターの交通事故証明書または損害保険会社の支給すべき事由が消滅した日まで
(8)介護料は毎年、3、6、9、12月に3ヶ月分をまとめて支払います。

(1)介護料の支給期間は、申請書を受理した日から、介護料を支給すべき事由が消滅した日まで
(2)介護料は毎年、3、6、9、12月に3ヶ月分をまとめて支払います。

(3)介護料受給資格認定の申請
(4)介護料の支給を受けるためには、受給資格の認定を受けなければなりません。したがって、介護料の支給を受けようとするときは、受給資格者の法定代理人または受給

(5)所持金額証明書
(6)記載された納税証明書以上が、介護料の支給要件、認定申請等の概要ですが、申請しようとする方、もつと詳細な内容を知りたい方は、つきにお問合せください。